

大田市告示第39号

大田市不妊治療費助成金交付要綱（平成22年大田市告示第37号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

大田市長 楫野弘和

第3条第2号を次のように改める。

(2) 法律上又は事実上の婚姻関係にある夫婦であって、夫婦のいずれか一方又は両方が市内に住所を有していること。

第3条に次の1号を加える。

(5) 市税等を滞納していないこと。

第5条第1項中「不妊・不育症治療助成金交付申請書兼請求書」を「不妊・不育症治療費助成金交付申請書兼請求書」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 婚姻関係に関する申立書（様式第3号）その他市長が必要と認める書類（夫婦が事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合に限る。）

第6条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

附則第4項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

大田市長 様

〔 年 月 日
※申請者名は助成対象となる本人（治療を受けられた方）の氏名を記入してください。 〕

申請者 住所

氏名

電話番号() ー

不妊・不育症治療費助成金交付申請書兼請求書

※太枠内は申請者が記入

区 分	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日
夫		年 月 日生

様式第3号を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。
様式第3号（第5条関係）

婚姻関係に関する申立書

年 月 日

不妊治療費の助成を申請する下記2名については、事実上の婚姻関係と同様の事情にあります。

記

① 住所・氏名

住所 _____

氏名(自署) _____

② 住所・氏名

住所 _____

氏名(自署) _____

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

大 田 市 長 様

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。